

## 北九州市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱

### （趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定、法第60条の規定による指定の更新、法第64条に規定による変更の届出及び法第65条の規定による指定の辞退については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「法施行令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「法施行規則」という。）及び「指定自立支援医療機関の指定について」（平成18年3月3日付け障精発第03003005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（別紙1）に定めのあるものの他、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の例によるものとする。

### （指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の役割）

第3条 法第59条第1項の規定により育成医療及び更生医療を担当する医療機関として指定を受け、又は法第60条の規定による指定の更新を受けた指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、特段の申し出がない限り育成医療及び更生医療双方による医療を担当する。

2 育成医療又は更生医療の指定又は指定の更新を希望する医療機関であって、いずれか単独での指定又は指定の更新を希望するものは、指定申請書及び指定更新書にその旨明記しなければならない。

### （指定医療機関が担当する医療の種類）

第4条 指定医療機関は、次に掲げる医療の種類の一部又は全部を担当する。

- （1）眼科に関する医療
- （2）耳鼻咽喉科に関する医療
- （3）口腔に関する医療
- （4）整形外科に関する医療
- （5）形成外科に関する医療
- （6）中枢神経に関する医療

- (7) 脳神経外科に関する医療
- (8) 心臓脈管外科に関する医療
- (9) 心臓移植に関する医療
- (10) 腎臓に関する医療
- (11) 腎移植に関する医療
- (12) 小腸に関する医療
- (13) 肝臓移植に関する医療
- (14) 免疫に関する医療
- (15) 歯科矯正に関する医療
- (16) 薬局
- (17) 訪問看護

(指定又は更新)

第5条 市長は、法第59条第1項の規定による指定又は法第60条の規定による指定の更新を受けようとする医療機関から指定又は指定の更新の申請があったときは、申請内容について審査を行い、指定及び指定の更新を行う。

2 市長は前項により指定医療機関を指定するときは、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とすること。

3 市長は前2項により指定医療機関を指定したときは、次の事項について告示するとともに、当該医療機関に通知する。

(1) 病院又は診療所

- ① 指定医療機関の名称
- ② 指定医療機関の所在地
- ③ 担当すべき医療の種類
- ④ 指定年月日

(2) 薬局

- ① 薬局の名称
- ② 薬局の所在地
- ③ 指定年月日

(3) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。以下「訪問看護事業者等」という。）

- ① 訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション等」という。）の名称
- ② 訪問看護ステーションの所在地
- ③ 指定年月日

4 市長は、第1項により指定医療機関の指定の更新をした時は、当該医療機関に通知する。

5 市長は、第1項により指定医療機関の指定及び更新の申請の却下を決定したときは、当該医療機関に通知する。

(取り消し)

第6条 市長は、指定医療機関が次に掲げるいずれかに該当したときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 法第68条の規定に該当したとき。

(2) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に変更があった場合において、変更後の医師又は歯科医師の経歴等が審査の結果指定基準に適合しないと認められ、かつ他の医師又は歯科医師に変更することが困難なとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示するとともに、その旨を当該医療機関に通知する。

(届出事項等)

第7条 指定医療機関は、次に掲げるいずれかに該当するときは、市長に届出しなければならない。

(1) 病院又は診療所

① 病院又は診療所の名称及び所在地等に変更があったとき。

② 開設者の住所及び氏名又は名称に変更があったとき。

③ 標榜している診療科名のうち、担当している医療の種類に変更があったとき。

④ 自立支援医療を主として担当している医師に変更があったとき。

⑤ 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要に変更があったとき。

⑥ 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき

⑦ 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあつては30日以上予告期間を必要とする。）。

(2) 薬局

① 薬局の名称及び所在地等に変更があったとき。

② 開設者の住所及び氏名又は名称に変更があったとき。

③ 管理薬剤師を変更したとき。

④ 調剤のために必要な設備及び施設の概要に変更があったとき。

⑤ 薬事法（昭和35年法律第145号）第72条第4項又は第75条第1項に規定する処分を受けたとき。

⑥ 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあつては30日以上予告期間を

必要とする。)

(3) 訪問看護ステーション等の場合

- ① 訪問看護ステーション等の名称及び所在地に変更があったとき。
- ② 開設者の住所及び氏名又は名称に変更があったとき。
- ③ 職員の定数に変更があったとき。
- ④ 健康保険法第 95 条又は介護保険法第 77 条第 1 項に規定する処分を受けたとき。
- ⑤ 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退にあたっては 30 日以上予告期間を必要とする。)

2 指定医療機関から、主として担当する医師又は歯科医師の変更があったときは、市長は、必要に応じてあらかじめ自立支援医療に係る専門的な知識を有する者等の意見を聞く。

3 前項により主として担当する医師又は歯科医師の変更を承認したときは、市長は当該指定医療機関に対し、その旨を通知する。

4 第 2 項により変更の届出された内容が適当でないと判断したときは、市長は、その旨を当該医療機関に通知する。

5 第 1 項により指定医療機関の名称及び所在地の変更届、及びに辞退の届出があったときは、市長は、その旨を告示するとともに、名称及び所在地の変更については、その内容を確認し、当該指定医療機関に対し必要な通知を行う。

(指定等の通知)

第 8 条 指定及び更新、届出事項等に関する該当医療機関への通知文は、別紙様式第 11 号により行うものとする。

(指定申請の手続き方法)

第 9 条 法第 59 条第 1 項に規定する指定医療機関の指定は、次に掲げる書類により行うものとする。

(1) 病院又は診療所

- ① 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（様式第 1－(1) 号）
- ② 主として担当する医師又は歯科医師の経歴書（別紙 1）
- ③ 医師又は歯科医師免許証の写し
- ④ 指定自立支援医療を行うための必要な設備及び体制の概要（別紙 2）
- ⑤ 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる平面図
- ⑥ 研究内容に関する証明書（別紙 3）
- ⑦ 腎臓に関する医療を担当しようとする場合は、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（別紙 4）及び関係学会加入を証明するもの
- ⑧ 腎臓移植に関する医療を担当しようとする場合は、日本移植学会加入を証明するもの

- ⑨ 小腸に関する医療を担当しようとする場合は、中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（別紙５）及び関係学会加入を証明するもの
- ⑩ 口腔に関する医療を担当しようとする場合は、日本口腔外科学会における認定医証の写し
- ⑪ 整形外科に関する医療を担当しようとする場合は、日本整形外科学会における認定医証の写し
- ⑫ 形成外科に関する医療を担当しようとする場合は、日本形成外科学会における認定医証の写し
- ⑬ 中枢神経に関する医療を担当しようとする場合は、主として担当する医師が小児科医師である場合は、日本小児科学会における認定医証の写し
- ⑭ 脳神経外科に関する医療を担当しようとする場合は、日本脳神経外科学会における認定医証の写し
- ⑮ 歯科矯正に関する医療を担当しようとする場合は、関係学会加入を証明するもの
- ⑯ 心臓移植に関する医療を担当しようとする場合は、心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書【主たる医師】及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書【連携機関の医師】（別紙６，７）及び関係学会加入を証明するもの
- ⑰ 肝臓移植に関する医療を担当しようとする場合は、以下のア・イが必要となる。  
また、肝臓移植術後の抗免疫療法を実施する医療機関については、ウ・エの書類も必要となる
- ア 移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であることを証明する書類の写し又は「特掲診療科の施設基準等」で定める生体部分肝移植に関する施設基準を満たしていることを証明する書類の写し
- イ 肝臓移植症例申立書（任意様式）
- ウ 肝臓移植後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師） 別紙８
- エ 肝臓移植後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師） 別紙９

## （２） 薬局

- ① 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（様式第１－（２）号）
- ② 経歴書（別紙１）
- ③ 調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙２）
- ④ 調剤薬局開設許可証の写し
- ⑤ 薬剤師免許証の写し
- ⑥ 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる平面図

## （３） 訪問看護事業所

- ① 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（様式第 1－（3）号）
- ② 職員の定数（別紙 1）
- ③ 健康保険法による指定訪問看護事業者又は介護保険法による指定居宅サービス事業者（訪問看護を行うものに限る）の指定通知の写し

（申請（届出）事項等の変更手続き方法）

第 10 条 法第 64 条に規定する指定医療機関の変更の届出は、次に掲げる書類により行うものとする。

（1） 病院又は診療所の場合

- ① 名称及び所在地等の変更（名称変更のみはアを提出）
  - ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（様式第 2－（1）号）
  - イ 自立支援医療を行うための必要な体制及び設備の概要（別紙 2）
  - ウ 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる平面図
- ② 開設者の住所及び氏名の変更
  - ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（様式第 2－（1）号）
- ③ 主として担当する医師又は歯科医師の変更
  - ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（様式第 2－（1）号）
  - イ 主として担当する医師の経歴書（別紙 1）
  - ウ 医師免許証の写し
  - エ その他、第 4 条に規定する医療の種類に応じて、第 9 条第 1 項第 1 号の書類
- ④ 設備概要の変更
  - ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（様式第 2－（1）号）
  - イ 自立支援医療を行うための必要な体制及び設備の概要（別紙 2）
  - ウ 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる平面図

（2） 薬局

- ① 名称及び所在地等の変更（名称変更のみはアを提出）
  - ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（様式第 2－（2）号）
  - イ 調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙 2）
  - ウ 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる平面図
- ② 開設者の住所及び氏名の変更
  - ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書

(様式第 2－(2) 号)

③ 薬剤師の変更

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書  
(様式第 2－(2) 号)

イ 経歴書（別紙 1）

ウ 薬剤師免許証の写し

④ 設備概要の変更

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書  
(様式第 2－(2) 号)

イ 自立支援医療を行うための必要な体制及び設備の概要（別紙 2）

ウ 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できる平面図

(3) 訪問看護事業所

① 名称及び所在地等の変更

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書  
(様式第 2－(3) 号)

② 開設者の住所及び氏名の変更

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書  
(様式第 2－(3) 号)

③ 従事職員の定数の変更

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書  
(様式第 2－(3) 号)

イ 職員の定数（別紙 1）

(更新申請の手続き方法)

第 11 条 法第 60 条に規定する指定医療機関の更新は、次に掲げる書類により行うものとする。

(1) 病院又は診療所

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書  
(様式第 3－(1) 号)

イ 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（別紙 1）※変更の場合のみ提出

(2) 薬局

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書  
(様式第 3－(2) 号)

イ 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（別紙 1）※変更の場合のみ提出

(3) 訪問看護事業所

ア 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書  
（様式第3-（3）号）

イ 従事する職員の定数（別紙1）※変更の場合のみ提出

（指定の辞退の手続き方法）

第12条 法第65条に規定する指定医療機関の辞退の届出は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定辞退届（様式第4号）により行うものとする。

（休止、廃止、再開の手続き方法）

第13条 法施行規則第63条第1号に規定する指定医療機関の休止、廃止及び再開の届出は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）休止・廃止・再開届出書（様式第5号）により行うものとする。

（審査）

第14条 審査については、法第59条第2項、第3項及び指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領の第2の規定により行う。

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要なその他の事項は、保健福祉局長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。